

新たな政策評価の取組について

令和 5 年 4 月



総務省

総務省における「政策評価」見直しの方向

現状

評価のための評価

○政策評価が政策改善に生かされていない

- 評価書の作成・公表が目的化
- 評価書は行政活動の成績表であり、目標達成が当たり前
- 達成しやすい目標を設定するなどして良い評価とすることに注力

○政策評価の硬直化

- 目標管理型評価になじまない政策でも一律に評価
- 主要な19政策を一律3年に1回のサイクルで評価

今後

意思決定過程で活用し、政策推進のための評価へ

○政策を進めて、社会を良くするために、政策評価を活用

- 政策の企画立案時に目的達成に向けた経路を想定
- 行政活動による政策の前進度合いを把握し、現在地から目的までの経路を確認
- 政策推進のために行なう行政事業レビューや審議会・検討会での検討、白書等を政策評価として活用

○政策の特性に応じた評価

- 政策の多様性(事業、制度、混合)に応じて評価手法を柔軟化

⇒ 政策評価を活用して、リソース(予算等の行政資源)の確保にもつなげる。

(新) 総務省政策評価基本計画等について

- 総務省政策評価基本計画
政策評価法第6条第1項により、政府全体の「政策評価基本方針」に基づき、総務省における基本的な考え方を規定
- 令和5年度 総務省政策評価実施計画
同法第7条第1項により、総務省における次年度の事後評価の対象とする政策等を規定

<今後5年間に注力する事項>

【総務省政策評価基本計画（令和5～9年度）】

- 意思決定過程での活用 行政事業レビューシート、白書、審議会・検討会報告書等の活用
 - i 評価関連作業において、政策の到達点を明らかにするとともに、新しい政策・力を入れていきたい政策の方向性を明らかにして、企画立案・意思決定の過程で実際に活用されるものとする。—— 職員の負担軽減（重複作業の回避）も考慮
 - ii 幹部を始め職員が、iで作成した資料を予算要求検討過程における部局・官房での議論に活用し、重点要望につなげる（令和6年度以降）。
- ※ 基本計画期間を試行的取組期間と位置付ける。
3年間の試行を経て、中間整理をし、4年目から全体に広げる。

<令和5年度に注力する事項>

【令和5年度 総務省政策評価実施計画】

- 令和5年度における主要な政策の事後評価の対象について、7事業（行政事業レビュー試行的取組対象）を含む政策とし、次に取り組む。

【両計画を受けて令和5年度に注力する事項】

- **政策効果の把握・分析機能の強化による政策評価の質の向上**

対象の7事業を手始めとして、政策改善に有益な情報を得られる指標の設定や事業内容から事業目的につながる効果発現経路が論理的に説明できるようにするとともに、政策の全体像と施策・事業の位置づけが把握できるようにする。

- **意思決定過程での活用に向けて**

意思決定過程での活用につながるために、どのような情報が必要か不要かを分析するとともに、人事評価プロセス（業績評価）への組み込みについて検討を進める。

※ 部局に体感させ、今年度の結果を他部局に伝え、令和6年度以降の取組に活用する。